

かの変化があったことも見受けられない。

c 以上によれば、被告協会と区別された独立の団体としての連絡協議会の存在自体、極めて疑わしいといわざるを得ない。

(イ) 被告協会への帰属の有無

上記のとおり、中央本部以下の組織の構成員は、少なくともその大半が、協会員又は被告協会の教義を学ぶ者であり、被告協会の構成員又はその予備群にほかならない。そして、中央本部以下の組織がそれ自体独立の団体であったことは極めて疑わしいのであるから、これが被告協会自体に属するとの原告らの主張には相当の合理性が認められる。しかしながら、被告協会はこれを否定するので、以下この点につき検討する。

a まず、被告協会の上記主張や前記・後記認定事実に照らして、少なくとも、中央本部及び各ブロック以下の部署が、株式会社ハッピーワールド以下のしあわせグループと呼ばれる企業群に属しないことは明らかである。

b 次に、協会員らは、経済活動と被告協会の本来的事務に属する伝道活動とを分け隔てなく行っており、それが異なる主体に属する活動であるとの観念を有していたとは認め難く、かえって、ブロック以下の部署における活動がすべて被告協会の活動であると認識していたと認められる（証人■■■■■■■■■■ 証人■■■■■■■■■■ 証人■■■■■■■■■■ 及び原告ら全員）。少なくとも昭和58年ころまでは、被告協会の公式的な組織としての布教所が地区本部とも称され、地域の代表的な教会がブロック本部と呼ばれていたこと、中央本部がいずれの団体に属するのかが対外的に何ら表示されていなかったこと、ブロック以下の部署の活動を担う者の少なくとも大半が協会員であり、しかも、その活動に専従することは「献身」と呼ばれており、その活動内容が被告協会の教義に密接に関連することなどからすると、協会員らが、その組織が被告協会に帰属すると考えることはごく自然であり、それにもかかわらず、ブロック以下の部署が任意団体に属すると認識していた旨の協會員の証言（証人■■■■■■■■■■ 証人■■■■■■■■■■ 証人■■■■■■■■■■ 証人■■■■■■■■■■ 証人■■■■■■■■■■、証人